



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*62 和歌山県税規則の一部を改正する規則

(税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第62号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の県民税等の更正の請求の特例) 第5条の4の2 法第53条の2又は法第72条の33の規定により更正の請求をしようとする法人は、法人の県民税等の更正の請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2)の4 略</p> <p>(2)の4の2 個人の県民税の徴収取扱費の錯誤に係る報告書 別記第2号の4の2様式</p> <p>(2)の5～(3)の5 略</p> <p>(3)の6 租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予に係る担保提供書 別記第3号の6様式</p> <p>(4)～(II)の8 略</p>	<p>(法人の県民税等の更正の請求の特例) 第5条の4の2 法第53条の2又は法第72条の33の2の規定により更正の請求をしようとする法人は、法人の県民税等の更正の請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2)の4 略</p> <p>(2)の5～(3)の5 略</p> <p>(4)～(II)の8 略</p>

別記第1号の11の2様式中「別記第1号の11の2様式」を「別記第1号の11の2様式（第13条関係）」に、「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

別記第2号の4様式を次のように改める。

別記第 2 号の 4 様式 (第13条関係)

算 定 の 基 礎		算 定 額
納 税 義 務 者 数	円× 人	円
過誤納金の還付(充当)金額 (歳出によるもの)	県民税及び市町 村民税の還付 (充当)金額	円
	あ ん 分 率	円
	人 員	人
還 付 加 算 金 額	県 民 税 及 び 市 町 村 民 税 の 還 付 加 算 金 額	円
	あ ん 分 率	円
	人 員	人
納期前の納付に対する報奨金額	県 民 税 及 び 市 町 村 民 税 の 報 奨 金 額	円
	あ ん 分 率	円
	人 員	人
配当割額又は株式等譲渡所得割 額の控除に伴う還付(充当)金額	県民税の所得割額 からの控除に伴う 還付(充当)金額	円
	人 員	人
合 計 ①		円
既交付済額 ② (和歌山県税条例第30条第5項の規定により、交付すべき額に加算され、又は減額された額を除く。)		円
要交付額(①-②)		円

個人の県民税の徴収取扱費計算書

第 号
年 月 日

県税事務所長 様

市(町村)長

㊟

和歌山県税条例第30条第2項の規定により 年度の徴収取扱費の額を下記のとおり算定したので送付します。

記

別記第2号の4様式の次に次の1様式を加える。

別記第 2 号の 4 の 2 様式 (第13条関係)

個人の県民税の徴収取扱費の錯誤に係る報告書					
県税事務所長 様				第 月 号	
個人の県民税の徴収取扱費計算書に錯誤があったことから、和歌山県税条例第30条第4項の規定により、下記のとおり報告します。				市(町村)長 ㊟	
記					
算定に錯誤があった 年度の徴収取扱費の額					
納 税 義 務 者 数	既報告額		正しい算定に基づく報告額		差引 (b - a)
	算定の基礎	算定額 (a)	算定の基礎	算定額 (b)	
	円×	人	円	円	円
過 誤 納 金 の 還 付 (充 当) 金 額 (歳 出 に よ る も の)	県民税及び市町村民税の還付(充当)金額	円	円	県民税及び市町村民税の還付(充当)金額	円
	あん分率			あん分率	円
	人員	人		人員	人
還 付 加 算 金 額	県民税及び市町村民税の還付加算金額	円	円	県民税及び市町村民税の還付加算金額	円
	あん分率			あん分率	円
	人員	人		人員	人
納 期 前 の 納 付 に 対 す る 報 奨 金 額	県民税及び市町村民税の報奨金額	円	円	県民税及び市町村民税の報奨金額	円
	あん分率			あん分率	円
	人員	人		人員	人
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 に 伴 う 還 付 (充 当) 金 額	県民税の所得割額からの控除に伴う還付(充当)金額	円	円	県民税の所得割額からの控除に伴う還付(充当)金額	円
	人員	人		人員	人
合 計 ①		円		円	円
既交付済額 ② (和歌山県税条例第30条第5項の規定により、交付すべき額に加算され、又は減額された額を除く。)		円		円	円
要交付額 ③		円		円	円

別記第3号の5様式の次に次の1様式を加える。

別記第 3 号の 6 様式 (第 13 条関係)

租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予に係る担保提供書				
				年 月 日
県税事務所長 様	主たる事務所等所在地			
	フリガナ			
	氏 名		(印)	
	生年月日		年 月 日	
	個人番号			
	電話番号			
地方税法第72条の57の2の規定により、次のとおり担保を提供します。				
担保される徴収金	年 度	納期限	税 額	備 考
			円	
担保される金額		円		
提供する担保財産				
担保財産の表示	所 有 者	住所(所在地)		
		氏名(名称及び代表者氏名)		
	内 容	所 在 地		
		名 称		
		性 質		
価 格		円		
添 付 書 類				
供託書正本		通	登記済証	通
登録済通知書		通	保証証書	通
登録済証		通		通
備 考				

注 「個人番号」欄には、担保の提供をする者（納税義務者に限る。）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の4の2の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の別記第1号の11の2様式及び別記第2号の4様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。